

令和8年8月18日

電子契約の対象とする入札案件の取扱いについて（お知らせ）

日ごろは、本市の契約事務にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

工事、工事委託及び一般委託の入札で、電子契約の対象とする案件の取扱いを下記のとおりとしますので、ご承知おきください。

記

1 電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書（以下、「電子契約申請書」）の提出

電子契約を希望する場合、電子契約申請書を以下の期限までに入札公告の記載に従い提出すること。なお、提出した電子契約申請書は、原則として変更できない。

（1）工事及び工事委託

公告文に記載する申請（申込）書提出期限

（2）一般委託

公告文に記載する入札書提出期限

2 電子契約における契約日

契約日は、原則として開札日の8営業日後（開札日の翌々週の水曜日（ただし、当該期間中に祝日がある場合は、変更する場合がある。））とし、工期（履行期間）の開始はその翌日からとする。

3 電子契約をした案件の変更契約

電子契約により契約締結を行った案件は、変更契約も電子契約で行うことができる。ただし、電子契約で行うことに支障が生じた場合は、発注者受注者協議の上、紙の契約書による変更契約を締結できる。

4 電子契約申請書の入手先

電子契約申請書は、電子調達システムの入札情報サービスの入札公告検索により調達案件名称を選択し、ダウンロードすること。

5 建設リサイクル法対象案件の対応

工事の入札において、建設リサイクル法該当工事にあつては、落札決定後速やかに、契約図書とすべき書類を発注担当課にメールにて提出すること。